

## 小川町通勤者座席指定券購入費補助金交付要綱

（ 令和2年3月31日  
告 示 第 8 0 号 ）

（目的）

第1条 この告示は、東武東上線を利用し、東京都内等に通勤する本町への移住者に対し、通勤に係る東武東上線池袋発下りT Jライナー座席指定券（以下「下りT Jライナー座席指定券」という。）の購入費用の一部を補助することにより、本町への定住促進を図ることを目的とする。

2 前項の規定による補助金の交付に関しては、小川町補助金等の交付に関する規則（昭和50年小川町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和2年3月1日以後に本町に転入し、かつ、第5条の規定により申請する時点において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 前号の記録の前1年以内に本町の住民基本台帳に記録されていないこと。
- (3) 東武東上線を利用して東京都内等に通勤し、かつ、下りT Jライナー座席指定券に対して通勤手当が支給されていないこと。
- (4) 補助対象者及びその世帯員に本町の町税に滞納がないこと。
- (5) 補助対象者及びその世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象期間）

第3条 補助金の交付の対象となる期間は、補助対象者1人につき、交付の申請をした日から通算して3年を限度とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が下りT Jライナー座席指定券の購入に要した費用とし、補助金の額は、毎月1日から同月末日までの期間を単位とし、1月につき7,500円を限度とする。ただし、補助金の交付の対象となる座席指定券は、通勤定期券の通用期間内に購入したものに限る。

2 補助金の交付の額は、予算の範囲内で交付するものとし、会計年度において町

長の定める額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、小川町通勤者座席指定券購入費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、あらかじめ町長に提出しなければならない。

- (1) 社員証又は職員証の写し
- (2) 通勤定期券の写し
- (3) 通勤手当等証明書（様式第2号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を小川町通勤者座席指定券購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(補助金の請求等)

第7条 前条の規定による通知を受けた者（以下「請求者」という。）は、小川町通勤者座席指定券購入費補助金交付請求書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 下りTJライナー座席指定券又はそれを購入したことが分かる書類の写し
- (2) 支払金口座振替依頼書
- (3) 申請事項に変更が生じた場合は、第5条各号のうち、当該変更に係る書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、請求者に速やかに補助金を交付し、小川町通勤者座席指定券購入費補助金確定通知書（様式第5号）を通知するものとする。

(実績報告)

第8条 この補助金については、規則第8条ただし書の規定により、実績報告書の提出を省略するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行し、令和7年3月31日に限り、その効力を失う。

小川町長 宛て

住所：小川町 \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ ⑩

電話番号： \_\_\_\_\_

小川町通勤者座席指定券購入費補助金交付申請書

次のとおり小川町通勤者座席指定券購入費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、この補助金の交付に係る審査のため、町が申請者及びその世帯に属する者について住民基本台帳による住所の確認及び町税等の納付状況の確認を行うことに同意します。

記

1 転入年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

2 勤務先 所在地： \_\_\_\_\_

名 称： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

3 東武東上線利用区間 東武東上線 \_\_\_\_\_ 駅 ～ \_\_\_\_\_ 駅

4 通勤定期券通用期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ～ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

5 補助申請額 金 \_\_\_\_\_ 円 × \_\_\_\_\_ 月分 = 金 \_\_\_\_\_ 円

6 添付書類

- (1) 社員証又は職員証の写し
- (2) 通勤定期券の写し
- (3) 通勤手当等証明書（様式第2号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

通勤手当等証明書

- 1 勤務する方の住所：埼玉県比企郡小川町 \_\_\_\_\_  
氏名： \_\_\_\_\_
- 2 東武東上線利用区間 東武東上線 \_\_\_\_\_ 駅 ～ \_\_\_\_\_ 駅
- 3 通勤定期券通用期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

- 通勤定期代とT Jライナー座席指定券代を支給している。  
 通勤定期代のみ支給している。  
 通勤定期代とT Jライナー座席指定券代のいずれも支給していない。  
 その他( \_\_\_\_\_ )

※該当する項目の□欄にレ点を付けてください。

通勤手当の支給状況について、上記のとおり証明します。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

【勤務先】

所在地： \_\_\_\_\_

名 称： \_\_\_\_\_ (印)

御担当者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

※この証明書は、小川町通勤者座席指定券購入費補助金交付事務の目的でのみ使用  
します。

※この証明書の内容について、確認等をさせていただくことがあります。

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

小川町

様

小川町長

印

小川町通勤者座席指定券購入費補助金交付決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった小川町通勤者座席指定券購入費補助金については、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 交付決定の額           箇月間の金           円を限度とする。
- 3 交付の方法 精算払
- 4 交付の条件  
(1) 補助金の請求期間中は、小川町通勤者座席指定券購入費補助金交付要綱第2条の補助対象者であること。

年 月 日

小川町長 宛て

住所：小川町 \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ ⑩

電話番号： \_\_\_\_\_

小川町通勤者座席指定券購入費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 \_\_\_\_\_ 号で補助金の交付決定通知のあった  
小川町通勤者座席指定券購入費補助金（ \_\_\_\_\_ 年 月分）について、下記のとおり  
請求します。なお、補助金は、下記金融機関口座へ振込みをお願いします。

記

1 交付請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先口座（※債権者コード \_\_\_\_\_）

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義	

3 添付書類

- (1) 下りTJライナー座席指定券又はそれを購入したことが分かるものの写し
- (2) 支払金口座振替依頼書
- (3) 申請事項に変更があった場合、次に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類
  - ア 社員証又は職員証の写し
  - イ 通勤定期券の写し
  - ウ 通勤手当等証明書（様式第2号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

小川町長

印

小川町通勤者座席指定券購入費補助金確定通知書

年 月 日 付けで支払請求書のあった令和 年 月分小川町通勤者座席指定券購入費補助金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金の確定額 金 \_\_\_\_\_ 円